

参照条文等

【資料2 P1、2関係】

○ 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し、且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定めることを目的とする。

（警察の責務）

第二条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。

2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。

（長官）

第十六条 （略）

2 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

（設置及び責務）

第三十六条 都道府県に、都道府県警察を置く。

2 都道府県警察は、当該都道府県の区域につき、第二条の責務に任ずる。

（経費）

第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。

- 一 警視正以上の階級にある警察官の俸給その他の給与、地方公務員共済組合負担金及び公務災害補償に要する経費
- 二 警察教養施設の維持管理及び警察学校における教育訓練に要する経費
- 三 警察通信施設の維持管理その他警察通信に要する経費
- 四 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に要する経費
- 五 犯罪統計に要する経費
- 六 警察用車両及び船舶並びに警備装備品の整備に要する経費
- 七 警衛及び警備に要する経費
- 八 国の公安に係る犯罪その他特殊の犯罪の捜査に要する経費
- 九 武力攻撃事態等における対処措置及び緊急対処事態における緊急対処措置並びに国の機関と共同して行うこれらの措置についての訓練に要する経費
- 十 犯罪被害者等給付金に関する事務の処理に要する経費
- 十一 第21条第20号に規定する給付金に関する事務の処理に要する経費【令】第2条

- 2 前項の規定により国庫が支弁することとなる経費を除き、都道府県警察に要する経費は、当該都道府県が支弁する。
- 3 都道府県の支弁に係る都道府県警察に要する経費については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、国がその一部を補助する。

(組織及び権限)

第三十八条 都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安委員会を置く。

- 2 (略)
- 3 都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。
- 4～6 (略)

(警察官の階級)

第六十二条 警察官(長官を除く。)の階級は、警視總監、警視監、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査とする。

(布告)

第七十一条 内閣総理大臣は、大規模な災害又は騒乱その他の緊急事態に際して、治安の維持のため特に必要があると認めるときは、国家公安委員会の勧告に基き、全国又は一部の区域について緊急事態の布告を発することができる。

- 2 (略)

(内閣総理大臣の統制)

第七十二条 内閣総理大臣は、前条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、本章の定めるところに従い、一時的に警察を統制する。この場合においては、内閣総理大臣は、その緊急事態を收拾するため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとする。

(長官の命令、指揮等)

第七十三条 第七十一条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、長官は布告に記載された区域(以下本条中「布告区域」という。)を管轄する都道府県警察の警視總監又は警察本部長に対し、管区警察局長は布告区域を管轄する府県警察の警察本部長に対し、必要な命令をし、又は指揮をするものとする。

- 2 第七十一条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、長官は、布告区域を管轄する都道府県警察以外の都道府県警察に対して、布告区域その他必要な区域に警察官を派遣することを命ずることができる。
- 3 第七十一条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、布告区域(前項の規定により布告区域以外の区域に派遣された場合においては、当該区域)に派遣された警察官は、当該区域内のいかなる地域においても職権を行うことができる。

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)
(市町村長による避難住民の誘導等)

第六十二条 市町村長は、その避難実施要領で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない。

- 2 消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く一部事務組合にあっては、理事。以下同じ。）又は長は、当該消防組合を組織する市町村の長が前項の規定により避難住民を誘導するときは、当該市町村の避難実施要領で定めるところにより、当該消防組合の消防長及び消防団長を指揮し、当該市町村と協力して、避難住民を誘導しなければならない。
- 3 前二項の場合において、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。
- 4 第二項の場合において、当該消防組合を組織する市町村の長は、当該市町村の避難住民の誘導に関し特に必要があると認めるときは、当該消防組合の管理者又は長に対し、当該消防組合の消防長又は消防団長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めることができる。
- 5 前三項の規定は、消防に関する事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託した市町村の長が避難住民を誘導する場合について準用する。この場合において、第二項中「消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く一部事務組合にあっては、理事。以下同じ。）又は長」とあり、前項中「消防組合の管理者又は長」とあるのは「委託を受けた地方公共団体の長」と、第二項及び前項中「当該消防組合を組織する市町村」とあるのは「委託した市町村」と、「当該市町村」とあるのは「当該委託した市町村」と、「当該消防組合の消防長」とあるのは「当該委託を受けた地方公共団体の消防長」と読み替えるものとする。
- 6 （略）

（警察官等による避難住民の誘導等）

- 第六十三条 前条第一項の場合において、市町村長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は自衛隊法第七十六条第一項、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第七十七条の四第一項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等（以下「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」という。）の長（政令で定める自衛隊の部隊等の長に限る。）に対し、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。この場合において、市町村長は、その旨を当該市町村の属する都道府県の知事に通知するものとする。
- 2 都道府県知事は、前条第一項の規定により避難住民を誘導する市町村長から求めがあったとき、又は当該市町村長の求めを待ついとまがないと認めるときは、警視總監若しくは道府県警察本部長、管区海上保安本部長又は前項の自衛隊の部隊等の長に対し、警察官等による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。
 - 3 （略）

○ 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）

（質問）

第二条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知つていと認められる者を停止させて質問することができる。

2～4 （略）

(避難等の措置)

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

2 (略)

(犯罪の予防及び制止)

第五条 警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

(立入)

第六条 警察官は、前二条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

2 興行場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の来集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公開時間中において、警察官が犯罪の予防又は人の生命、身体若しくは財産に対する危害予防のため、その場所に立ち入ることを要求した場合においては、正当の理由なくして、これを拒むことができない。

3 警察官は、前二項の規定による立入に際しては、みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない。

4 警察官は、第一項又は第二項の規定による立入に際して、その場所の管理者又はこれに準ずる者から要求された場合には、その理由を告げ、且つ、その身分を示す証票を呈示しなければならない。

(武器の使用)

第七条 警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条（正当防衛）若しくは同法第三十七条（緊急避難）に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

一 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足る充分な理由のある者がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足る相当な理由のある場合。

二 逮捕状により逮捕する際又は勾引状若しくは勾留状を執行する際その本人がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足る相当な理由のある場合。

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）

第百八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

第百九十八条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

2～5 （略）

第百九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、三十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

2・3 （略）

○ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）

（警察官等の交通規制）

第六条 1～3 （略）

4 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

5 （略）

（緊急自動車の通行区分等）

第三十九条 緊急自動車（消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下同じ。）は、第十七条第五項に規定する場合のほか、追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、同条第四項の規定にかかわらず、道路の右側部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。

2 緊急自動車は、法令の規定により停止しなければならない場合においても、停止することを要しない。この場合においては、他の交通に注意して徐行しなければならない。

（緊急自動車の優先）

第四十条 交差点又はその附近において、緊急自動車が接近してきたときは、路面電車は交差点を避けて、車両（緊急自動車を除く。以下この条において同じ。）は交差点を避け、かつ、道路の

左側（一方通行となつている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合にあつては、道路の右側。次項において同じ。）に寄つて一時停止しなければならない。

- 2 前項以外の場所において、緊急自動車が接近してきたときは、車両は、道路の左側に寄つて、これに進路を譲らなければならない。

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（緊急自動車）

第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したもの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。

- 一 消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの
- 一の二 国、都道府県、市町村、関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの
- 一の三 消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車（第一号に掲げるものを除く。）
- 一の四～一の六 （略）
- 一の七 警察用自動車（警察庁又は都道府県警察において使用する自動車をいう。以下同じ。）のうち、犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のため使用するもの
- 二～十一 （略）

- 2 （略）

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

第七十六条の三 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- 3 前二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両（自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両（消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以

下この項において同じ。)の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

5 (略)

6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、第三項若しくは第四項において準用する第一項の規定による命令をし、又は第三項若しくは第四項において準用する第二項の規定による措置をとつたときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとつた場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

○ 消防法（昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号）

第一条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第二十六条 消防車が火災の現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。

2 消防車の優先通行については、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）

第四十条、第四十一条の二第一項及び第二項並びに第七十五条の六第二項の定めるところによる。

3・4 (略)

第二十七条 消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

第二十八条 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

2 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、警察官は、前項に規定する消防吏員又は消防団員の職権を行うことができる。

3 火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官は、これに援助を与える義務がある。

第二十九条 消防吏員又は消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

2 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

3 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、前二項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。この場合においては、そのために損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価によ

り、その損失を補償するものとする。

4 (略)

5 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

○ 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）

（市町村の消防に関する責任）

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

（市町村の消防の管理）

第七条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

（消防機関）

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

（消防職員の身分取扱い等）

第十六条 (略)

2 消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

○ 消防吏員の階級の基準（昭和三十七年五月二十三日消防庁告示第六号）

第一条 消防吏員の階級は、消防総監、消防司監、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士とする。

第四条 市町村は、第一条及び前条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、消防士の階級を消防副士長及び消防士の階級に区分することができる。

○ 地方公務員災害補償法（昭和四十二年八月一日法律第二百一十一号）

（特殊公務に従事する職員の特例）

第四十六条 警察職員、消防職員その他の職務内容の特殊な職員で政令で定めるものが、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の政令で定める職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第二十八条の二第二項の規定による額、第二十九条第三項若しくは第四項の規定による額、第三十三条第一項の規定による額又は第三十八条第一項の政令で定める額は、それぞれ当該額に百分の五十の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

○ 地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年九月一日政令第二百七十四号）

(特殊公務に従事する職員の特例)

第二条の三 法第四十六条に規定する政令で定める職員は、警察職員、消防吏員(消防団員を含む。次項において同じ。)、麻薬取締員及び災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五十条第一項第一号から第三号までに掲げる事項に係る災害応急対策に職務として従事する職員(次項において「災害応急対策従事職員」という。)とする。

2 法第四十六条に規定する政令で定める職務は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、当該下欄に掲げる職務とする。

職員の区分	職務
警察官	一 犯罪の捜査 二 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送 三 勾引状、勾留状又は収容状の執行 四 犯罪の制止 五 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他これらに類する異常な事態(以下この表において「天災等」という。)の発生時における人命の救助その他の被害の防禦
警察官以外の警察職員	犯罪鑑識、船舶又は航空機の運航その他の職務で、警察官がこの表の警察官の項の下欄に掲げる職務に従事する場合において当該警察官と協同して行うもの
消防吏員	一 火災の鎮圧 二 天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防禦
麻薬取締員	一 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪の捜査 二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送 三 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪に係る勾引状、勾留状又は収容状の執行
災害応急対策従事職員	天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防禦

3 法第四十六条に規定する政令で定める率は、百分の五十(傷病補償年金のうち、第一級の傷病等級(法第二十八条の二第一項第二号に規定する傷病等級をいう。以下同じ。)に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、第一級の障害等級(法第二十九条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。)に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五)とする。

【資料2 P4 関係】

共通

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）

（職員団体）

第百八条の二 1～4 （略）

5 警察職員及び海上保安庁又は刑事施設において勤務する職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

（交渉）

第百八条の五 （略）

2 職員団体と当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。

3～9 （略）

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百十一号）

第百八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

第百九十八条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

2～5 （略）

第百九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、三十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

2・3 （略）

○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）

（警察官等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例）

第二十条の二 警察官、海上保安官その他職務内容の特殊な職員で人事院規則で定めるものが、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他の人事院規則で定める職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第十二条の二第二項の規定による額、第十三条第三項若しくは第四項の規定による額、第十七条第一項の規定による額又は第十七条の六第一項の人事院規則で定める額は、それぞれ当該額に百分の五十を超えない範囲内で人事院規則で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

○ 人事院規則一六一〇（職員の災害補償）（昭和四十八年人事院規則一六一〇）

(警察官等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例)

第三十二条 補償法第二十条の二の人事院規則で定めるものは、皇宮護衛官、海上保安官補、刑事施設の職員、入国警備官、麻薬取締官、内閣府沖縄総合事務局又は国土交通省地方整備局若しくは北海道開発局に所属し、河川又は道路の管理に従事する職員、警察通信職員(人事院が定める職員に限る。)及び国土交通省地方航空局に所属し、消火救難業務に従事する職員(人事院が定める職員に限る。)とし、同条の人事院規則で定める職務は、職員の区分に応じ、次の表に定める職務とする。

職員	職務
一 警察官、皇宮護衛官、海上保安官及び海上保安官補	<ul style="list-style-type: none"> 一 犯罪の捜査 二 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送 三 勾引状、勾留状又は収容状の執行 四 犯罪の制止 五 天災、危険物の爆発その他の異常事態の発生時における人命の救助その他の緊急警察活動又は警備救難活動
二 刑事施設の職員	<ul style="list-style-type: none"> 一 刑事施設における被収容者の犯罪の捜査 二 刑事施設における被収容者の犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕 三 被収容者の看守又は護送
三 入国警備官	<ul style="list-style-type: none"> 一 入国、上陸又は在留に関する違反事件の調査 二 収容令書又は退去強制令書の執行 三 入国者収容所、収容場その他の収容施設の警備
四 麻薬取締官	<ul style="list-style-type: none"> 一 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪の捜査 二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送 三 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪に係る勾引状、勾留状又は収容状の執行
五 内閣府沖縄総合事務局又は国土交通省地方整備局若しくは北海道開発局に所属し、河川又は道路の管理に従事する職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における河川又は道路の応急作業
六 警察通信職員(人事院が定める職員に限る。)	警察官が一の項の職務欄に掲げる職務に従事する場合に当該警察官と協同して行う現場通信活動
七 国土交通省地方航空局に所属し、消火救難業務に従事する職員(人事院が定める職員に限る。)	空港又はその周辺における次に掲げる職務 <ul style="list-style-type: none"> 一 航空機その他の物件の火災の鎮圧 二 天災、危険物の爆発その他の異常事態の発生時における人命の救助又は被害の防禦

海上保安官関係

○ 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)

第二条 海上保安庁は、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。

第十四条 海上保安庁に海上保安官及び海上保安官補を置く。

- 2 海上保安官及び海上保安官補の階級は、政令でこれを定める。
- 3 海上保安官は、上官の命を受け、第二条第一項に規定する事務を掌る。
- 4 海上保安官補は、海上保安官の職務を助ける。

第十六条 海上保安官は、第五条第二号に掲げる職務を行うため若しくは犯人を逮捕するに当たり、又は非常事変に際し、必要があるときは、付近にある人及び船舶に対し、協力を求めることができる。

第十七条 海上保安官は、その職務を行うため必要があるときは、船長又は船長に代わつて船舶を指揮する者に対し、法令により船舶に備え置くべき書類の提出を命じ、船舶の同一性、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷の性質又は積荷の有無その他船舶、積荷及び航海に関し重要と認める事項を確かめるため船舶の進行を停止させて立入検査をし、又は乗組員及び旅客に対しその職務を行うために必要な質問をすることができる。

2・3 (略)

第十八条 海上保安官は、海上における犯罪が正に行われようとするのを認めた場合又は天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であつて、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するときは、他の法令に定めのあるもののほか、次に掲げる措置を講ずることができる。

- 一 船舶の進行を開始させ、停止させ、又はその出発を差し止めること。
- 二 航路を変更させ、又は船舶を指定する場所に移動させること。
- 三 乗組員、旅客その他船内にある者（以下「乗組員等」という。）を下船させ、又はその下船を制限し、若しくは禁止すること。
- 四 積荷を陸揚げさせ、又はその陸揚げを制限し、若しくは禁止すること。
- 五 他船又は陸地との交通を制限し、又は禁止すること。
- 六 前各号に掲げる措置のほか、海上における人の生命若しくは身体に対する危険又は財産に対する重大な損害を及ぼすおそれがある行為を制止すること。

2 海上保安官は、船舶の外観、航海の態様、乗組員等の異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、海上における犯罪が行われることが明らかであると認められる場合その他海上における公共の秩序が著しく乱されるおそれがあると認められる場合であつて、他に適当な手段がないと認められるときは、前項第一号又は第二号に掲げる措置を講ずることができる。

第十九条 海上保安官及び海上保安官補は、その職務を行うため、武器を携帯することができる。

第二十条 海上保安官及び海上保安官補の武器の使用については、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第七条の規定を準用する。

第三十一条 海上保安官及び海上保安官補は、海上における犯罪について、海上保安庁長官の定めるところにより、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。

○ 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）

（武器の使用）

第七条 警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条（正当防衛）若しくは同法第三十七条（緊急避難）に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

一 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足る充分な理由のある者がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足る相当な理由のある場合。

二 逮捕状により逮捕する際又は勾引状若しくは勾留状を執行する際その本人がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足る相当な理由のある場合。

○ 海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）

（海上保安官及び海上保安官補の階級）

第九条 法第十四条第二項の規定による海上保安官及び海上保安官補の階級は、左の通りとする。

海上保安官 一等海上保安監 二等海上保安監 三等海上保安監 一等海上保安正 二等海上保安正 三等海上保安正 一等海上保安士 二等海上保安士 三等海上保安士
海上保安官補 一等海上保安士補 二等海上保安士補 三等海上保安士補

入国警備官関係

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

（目的）

第一条 出入国管理及び難民認定法は、本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。

（違反調査）

第二十七条 入国警備官は、第二十四条各号の一に該当すると思料する外国人があるときは、当該外国人（以下「容疑者」という。）につき違反調査をすることができる。

（違反調査について必要な取調べ及び報告の要求）

第二十八条 入国警備官は、違反調査の目的を達するため必要な取調べをすることができる。ただし、強制の処分は、この章及び第八章に特別の規定がある場合でなければできない。

2 入国警備官は、違反調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(容疑者の出頭要求及び取調)

第二十九条 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、容疑者の出頭を求め、当該容疑者を取り調べることができる。

2 前項の場合において、入国警備官は、容疑者の供述を調書に記載しなければならない。

3 前項の調書を作成したときは、入国警備官は、容疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、署名をさせ、且つ、自らこれに署名しなければならない。

4 前項の場合において、容疑者が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、入国警備官は、その旨を調書に附記しなければならない。

(証人の出頭要求)

第三十条 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、証人の出頭を求め、当該証人を取り調べることができる。

2 前項の場合において、入国警備官は、証人の供述を調書に記載しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第三項及び第四項中「容疑者」とあるのは「証人」と読み替えるものとする。

(臨検、搜索及び押収)

第三十一条 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を得て、臨検、搜索又は押収をすることができる。

2 前項の場合において、急速を要するときは、入国警備官は、臨検すべき場所、搜索すべき身体若しくは物件又は押収すべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を得て、同項の処分をすることができる。

3 入国警備官は、第一項又は前項の許可を請求しようとするときは、容疑者が第二十四条各号の一に該当すると思料されるべき資料並びに、容疑者以外の者の住居その他の場所を臨検しようとするときは、その場所が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料、容疑者以外の者の身体、物件又は住居その他の場所について搜索しようとするときは、押収すべき物件の存在及びその物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料、容疑者以外の者の物件を押収しようとするときは、その物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を添付して、これをしなければならない。

4 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、搜索すべき身体又は物件、押収すべき物件、請求者の官職氏名、有効期間及び裁判所名を記載し、自ら記名押印した許可状を入国警備官に交付しなければならない。

5 入国警備官は、前項の許可状を他の入国警備官に交付して、臨検、搜索又は押収をさせることができる。

(出入禁止)

第三十六 入国警備官は、取調、臨検、搜索又は押収をする間は、何人に対しても、許可を得ないでその場所に入出することを禁止することができる。

(収容)

第三十九条 入国警備官は、容疑者が第二十四条各号の一に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書により、その者を収容することができる。

2 前項の収容令書は、入国警備官の請求により、その所属官署の主任審査官が発付するものとする。

(退去強制令書の執行)

第五十二条 退去強制令書は、入国警備官が執行するものとする。

2 警察官又は海上保安官は、入国警備官が足りないため主任審査官が必要と認めて依頼したときは、退去強制令書の執行をすることができる。

3 入国警備官（前項の規定により退去強制令書を執行する警察官又は海上保安官を含む。以下この条において同じ。）は、退去強制令書を執行するときは、退去強制を受ける者に退去強制令書又はその写しを示して、速やかにその者を次条に規定する送還先に送還しなければならない。ただし、第五十九条の規定により運送業者が送還する場合には、入国警備官は、当該運送業者に引き渡すものとする。

4 前項の場合において、退去強制令書の発付を受けた者が、自らの負担により、自ら本邦を退去しようとするときは、入国者收容所長又は主任審査官は、その者の申請に基づき、これを許可することができる。この場合においては、退去強制令書の記載及び次条の規定にかかわらず、当該申請に基づき、その者の送還先を定めることができる。

5 入国警備官は、第三項本文の場合において、退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができないときは、送還可能のときまで、その者を入国者收容所、收容場その他法務大臣又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に收容することができる。

6 入国者收容所長又は主任審査官は、前項の場合において、退去強制を受ける者を送還することができないことが明らかになったときは、住居及び行動範囲の制限、呼出に対する出頭の義務その他必要と認める条件を附して、その者を放免することができる。

(入国警備官)

第六十一条の三の二 入国者收容所及び地方入国管理局に、入国警備官を置く。

2 入国警備官は、次に掲げる事務を行う。

一 入国、上陸及び在留に関する違反事件を調査すること。

二 収容令書及び退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者を收容し、護送し、及び送還すること。

三 入国者收容所、收容場その他の施設を警備すること。

四 第十九条の十九第一項に規定する事実の調査を行うこと。

五 第二十二條の四第三項ただし書の規定による通知並びに第六十一条の九の二第四項及び第五項の規定による交付送達を行うこと。

3 前条第三項の規定は、入国警備官に準用する。

4 入国警備官は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の規定の適用については、警察職員とする。

5 入国警備官の階級は、別に政令で定める。

(武器の携帯及び使用)

第六十一条の四 入国審査官及び入国警備官は、その職務を行うに当り、武器を携帯することができる。

2 入国審査官及び入国警備官は、その職務の執行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、左の各号の一に該当する場合を除く外、人に危害を加えてはならない。

一 刑法第三十六条又は第三十七条に該当するとき。

二 收容令書又は退去強制令書の執行を受ける者がその者に対する入国審査官若しくは入国警備官職務の執行に対して抵抗しようとする場合又は第三者がその者を逃がそうとして入国審査官若しくは入国警備官に抵抗する場合において、これを防止するために他の手段がないと入国審査官又は入国警備官において信ずるに足る相当の理由があるとき。

○ 入国警備官階級令（昭和二十五年政令第三百十三号）

入国警備官の階級は、次のとおりとする。

警備監 警備長 警備士長 警備士 警備士補 警守長 警守

刑務官関係

○ 刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）

（目的）

第一条 この法律は、刑事收容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設をいう。）の適正な管理運営を図るとともに、被收容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

（刑務官）

第十三条 刑務官は、法務省令で定めるところにより、法務大臣が刑事施設の職員のうちから指定する。

2 刑務官の階級は、法務省令でこれを定める。

3 （略）

（身体の検査等）

第七十五条 刑務官は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被收容者について、その身体、着衣、所持品及び居室を検査し、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる。

2 第三十四条第二項の規定は、前項の規定による女子の被收容者の身体及び着衣の検査について準用する。

3 刑務官は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、刑事施設内において、被收容者以外の者（弁護士又は刑事訴訟法第三十九条第一項に規定する弁護士となろうとする者（以下「弁護士等」という。）を除く。）の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。

4 前項の検査は、文書図画の内容の検査に及んではない。

（受刑者の隔離）

第七十六条 刑事施設の長は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を他の被

収容者から隔離することができる。この場合においては、その者の処遇は、運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合を除き、昼夜、居室において行う。

- 一 他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。
 - 二 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき。
- 2 前項の規定による隔離の期間は、三月とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、刑事施設の長は、一月ごとにこれを更新することができる。
- 3 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、隔離の必要がなくなったときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。
- 4 第一項の規定により受刑者を隔離している場合には、刑事施設の長は、三月に一回以上定期的に、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。

(制止等の措置)

第七十七条 刑務官は、被収容者が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、刑事施設の職員の職務の執行を妨げ、その他刑事施設の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれらの行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その被収容者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。

- 2 刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。
- 一 刑事施設に侵入し、その設備を損壊し、刑事施設の職員の職務執行を妨げ、又はこれらの行為をまさにしようとするとき。
 - 二 刑務官の要求を受けたのに刑事施設から退去しないとき。
 - 三 被収容者の逃走又は刑事施設の職員の職務執行の妨害を、現場で、援助し、あおり、又は唆すとき。
 - 四 被収容者に危害を加え、又はまさに加えようとするとき。
- 3 前二項の措置に必要な警備用具については、法務省令で定める。

(捕縄、手錠及び拘束衣の使用)

第七十八条 刑務官は、被収容者を護送する場合又は被収容者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、法務省令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。

- 一 逃走すること。
 - 二 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。
 - 三 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊すること。
- 2 刑務官は、被収容者が自身を傷つけるおそれがある場合において、他にこれを防止する手段がないときは、刑事施設の長の命令により、拘束衣を使用することができる。ただし、捕縄又は手錠と同時に使用することはできない。
- 3 前項に規定する場合において、刑事施設の長の命令を待ついとまがないときは、刑務官は、その命令を待たないで、拘束衣を使用することができる。この場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。
- 4 拘束衣の使用の期間は、三時間とする。ただし、刑事施設の長は、特に継続の必要があると認めるときは、通じて十二時間を超えない範囲内で、三時間ごとにその期間を更新することができる。

- 5 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、拘束衣の使用の必要がなくなったときは、直ちにその使用を中止させなければならない。
- 6 被収容者に拘束衣を使用し、又はその使用の期間を更新した場合には、刑事施設の長は、速やかに、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。
- 7 捕縄、手錠及び拘束衣の制式は、法務省令で定める。

(保護室への収容)

第七十九条 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、刑事施設の長の命令により、その者を保護室に収容することができる。

- 一 自身を傷つけるおそれがあるとき。
- 二 次のイからハまでのいずれかに該当する場合において、刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。
 - イ 刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。
 - ロ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。
 - ハ 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。
- 2 前項に規定する場合において、刑事施設の長の命令を待ついとまがないときは、刑務官は、その命令を待たないで、その被収容者を保護室に収容することができる。この場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。
- 3 保護室への収容の期間は、七十二時間以内とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、刑事施設の長は、四十八時間ごとにこれを更新することができる。
- 4 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、保護室への収容の必要がなくなったときは、直ちにその収容を中止させなければならない。
- 5 被収容者を保護室に収容し、又はその収容の期間を更新した場合には、刑事施設の長は、速やかに、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。
- 6 保護室の構造及び設備の基準は、法務省令で定める。

(武器の携帯及び使用)

第八十条 刑務官は、法務省令で定める場合に限り、小型武器を携帯することができる。

- 2 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。
 - 一 暴動を起こし、又はまさに起こそうとするとき。
 - 二 他人に重大な危害を加え、又はまさに加えようとするとき。
 - 三 刑務官が携帯し、又は刑事施設に保管されている武器を奪取し、又はまさに奪取しようとするとき。
 - 四 凶器を携帯し、刑務官が放棄を命じたのに、これに従わないとき。
 - 五 刑務官の制止に従わず、又は刑務官に対し暴行若しくは集団による威力を用いて、逃走し、若しくは逃走しようとし、又は他の被収容者の逃走を助けるとき。
- 3 刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。
 - 一 被収容者が暴動を起こし、又はまさに起こそうとする場合において、その現場で、これらに

- 参加し、又はこれらを援助するとき。
- 二 被収容者に重大な危害を加え、又はまさに加えようとするとき。
- 三 刑務官が携帯し、又は刑事施設に保管されている武器を奪取し、又はまさにな奪取しようとするとき。
- 四 銃器、爆発物その他の凶器を携帯し、又は使用して、刑事施設に侵入し、若しくはその設備を損壊し、又はこれらの行為をまさになしようとするとき。
- 五 暴行又は脅迫を用いて、被収容者を奪取し、若しくは解放し、又はこれらの行為をまさになしようとするとき。
- 4 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条若しくは第三十七条に該当する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、人に危害を加えてはならない。
- 一 刑務官において他に被収容者の第二項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。
- 二 刑務官において他に被収容者以外の者の前項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。ただし、同項第二号に掲げる場合以外の場合にあっては、その者が刑務官の制止に従わないで当該行為を行うときに限る。

（収容のための連戻し）

第八十一条 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時から四十八時間以内に着手したときに限り、これを連れ戻すことができる。

- 一 逃走したとき 逃走の時
- 二 第九十六条第一項の規定による作業又は第百六条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき その日時

第二百九十条 刑事施設の長は、刑事施設における犯罪（労役場及び監置場における犯罪を含む。次項において同じ。）について、刑事訴訟法の規定による司法警察員としての職務を行う。

2 刑事施設の職員（刑事施設の長を除く。）であつて、刑事施設の長がその刑事施設の所在地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議をして指名したものは、刑事施設における犯罪について、法務大臣の定めるところにより、刑事訴訟法の規定による司法警察職員としての職務を行う。

○ 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）

（刑務官の階級）

第八条 刑務官の階級は、矯正監、矯正長、矯正副長、看守長、副看守長、看守部長及び看守とする。

麻薬取締官関係

○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）

（目的）

第一条 この法律は、麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずること等により、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もつて公共の福祉の増進を図ることを目

的とする。

(麻薬取締官及び麻薬取締員)

第五十四条 厚生労働省に麻薬取締官を置き、麻薬取締官は、厚生労働省の職員のうちから、厚生労働大臣が命ずる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の職員のうちから、その者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議して麻薬取締員を命ずるものとする。
- 3 麻薬取締官の定数は、政令で定める。
- 4 麻薬取締官の資格について必要な事項は、政令で定める。
- 5 麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督を受け、麻薬取締員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、この法律、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）に違反する罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十四章に定める罪又は麻薬、あへん若しくは覚せい剤の中毒により犯された罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。
- 6 前項の規定による司法警察員とその他の司法警察職員とは、その職務を行なうにつき互に協力しなければならない。
- 7 麻薬取締官及び麻薬取締員は、司法警察員として職務を行なうときは、小型武器を携帯することができる。
- 8 麻薬取締官及び麻薬取締員の前項の武器の使用については、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）第七条の規定を準用する。

(麻薬取締官及び麻薬取締員の麻薬の譲受)

第五十八条 麻薬取締官及び麻薬取締員は、麻薬に関する犯罪の捜査にあたり、厚生労働大臣の許可を受けて、この法律の規定にかかわらず、何人からも麻薬を譲り受けることができる。

【資料3 関係】

○ 地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

（職員団体）

第五十二条 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

2 前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以外の職員をいう。

3 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

4 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。

5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

（職員団体の登録）

第五十三条 職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会又は公平委員会に登録を申請することができる。

2 前項に規定する職員団体の規約には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。

一 名称

二 目的及び業務

三 主たる事務所の所在地

四 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定

五 理事その他の役員に関する規定

六 第三項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定

七 経費及び会計に関する規定

八 他の職員団体との連合に関する規定

九 規約の変更に関する規定

十 解散に関する規定

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手續を定め、且つ、現実、その手續によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員の

選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実に、その手續により決定されることをもつて足りるものとする。

- 4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。
- 5 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。
- 6 登録を受けた職員団体が職員団体がなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が第九項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、六十日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。
- 7 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開により行わなければならない。
- 8 第六項の規定による登録の取消しは、当該処分の取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分の取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。
- 9 登録を受けた職員団体は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第五項の規定を準用する。
- 10 登録を受けた職員団体は、解散したときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。

(交渉)

- 第五十五条 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。
- 2 職員団体と地方公共団体の当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。
 - 3 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。
 - 4 職員団体が交渉することのできる地方公共団体の当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局とする。
 - 5 交渉は、職員団体と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間において行なわなければならない。交渉に当たつては、職員団体と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。

- 6 前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。
- 7 交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは地方公共団体の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができる。
- 8 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができる。
- 9 職員団体は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に抵触しない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による協定を結ぶことができる。
- 10 前項の協定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければならない。
- 11 職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

(職員団体のための職員の行為の制限)

- 第五十五条の二 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。
 - 3 第一項ただし書の規定により登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の規定により労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。
 - 4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。
 - 5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、退職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。
 - 6 職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

(不利益取扱の禁止)

- 第五十六条 職員は、職員団体の構成員であること、職員団体を結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと又は職員団体のために正当な行為をしたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

○ 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 （略）

2～6 （略）

- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 (略)
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

○ **職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年六月二十一日法律第八十号）**
（法人格の取得）

第三条 次の各号に掲げる職員団体は、法人となる旨を当該各号に定める機関（以下「登録機関」という。）に申し出ることにより法人となることができる。

一・二 (略)

三 地方公務員法第五十三条の規定により登録された職員団体 当該登録を受けた地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

- 2 職員団体等（前項各号に掲げる職員団体を除く。次条から第十条までにおいて同じ。）で、規約について認証機関の認証を受けたものは、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて法人となる。

○ **消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）**

（消防職員委員会）

第十七条 次に掲げる事項に関して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に対して意見を述べさせ、もつて消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置く。

- 一 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。
- 二 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。
- 三 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。

- 2 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。
- 3 委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもつて充て、委員は消防職員（委員長として指名された消防職員及び消防長を除く。）のうちから消防長が指名する。
- 4 前三項に規定するもののほか、消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

○ **消防職員委員会の組織及び運営の基準（平成八年消防庁告示第五号）**

（目的）

第一条 この基準は、消防職員委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員長）

第二条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議を主宰するものとする。

（委員の定数）

第三条 委員の定数は、消防本部及び消防署の組織を区分し、当該組織の区分（以下「組織区分」という。）ごとに定めるものとし、標準的な規模の消防本部及び消防署の組織（管内の人口が十万人、消防本部、消防署一、出張所二により構成されるものをいう。）においては、消防本部、消防署及び出張所のそれぞれを組織区分として定め、委員の定数は各組織区分ごとに二人とし、委員の総定数は八人とするを基本とするものとする。

2 前項に規定する委員の総定数は、消防本部及び消防署の組織の規模等の実情に応じ増減するものとする。この場合において、委員の総定数は原則として二十人を超えないものとする。

（委員の指名）

第五条 消防長は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員のうちから委員を指名するものとする。この場合において、組織区分ごとに指名する委員の半数については、当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき指名するものとする。

2 委員である消防職員が委員として指名された組織区分に所属しなくなった場合においては、当該消防職員は委員でなくなるものとする。

（委員の任期）

第六条 委員の任期は、一年とするものとする。ただし、委員に欠員を生じたとき新たに指名された委員の任期は、前任者の残任期間とするものとする。

2 委員は、これを再任することができるものとする。ただし、任期が引き続き二期を超えることとなる場合は、この限りでない。

3 小規模な消防本部等においては、委員である消防職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のために当該消防職員が委員として引き続き二期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認める場合には、前項ただし書の規定は適用しないことができるものとする。

（意見取りまとめ者）

第五条の二 消防長は、消防職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する者（以下「意見取りまとめ者」という。）を消防職員の推薦に基づき指名するものとする。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼任できないものとする。

2 意見取りまとめ者の定数は、第三条第一項の規定による標準的な規模の消防本部及び消防署の組織において四人とするを基本とするものとする。

3 前項に規定する意見取りまとめ者の定数は、消防本部及び消防署の組織の規模等の実情に応じ増減するものとする。この場合において、意見取りまとめ者の定数は二人以上とし、原則として十人を超えないものとする。

4 意見取りまとめ者の任期は、二年とするものとする。ただし、意見取りまとめ者に欠員を生じたとき新たに指名された意見取りまとめ者の任期は、前任者の残任期間とするものとする。

5 意見取りまとめ者は、これを再任することができるものとする。ただし、任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りでない。

（消防職員の意見の提出）

第六条 消防職員は、消防組織法第十七条第一項各号に掲げる事項に関して、別記様式により意見取りまとめ者を經由して委員会に意見を提出することができるものとする。ただし、消防職員が

意見取りまとめ者を經由することに支障があると考える場合においては、直接委員会に意見を提出することができるものとする。

- 2 意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提出する際に、委員会に対し当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べるることができるものとする。

(委員会の会議及び議事等)

第七条 委員会の会議は、毎年度の前半に一回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとする。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、委員に対し、会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知するものとする。
- 3 委員会は、消防長が定める期日までに提出された消防職員の意見について審議するものとする。
- 4 委員会の会議は、委員の総定数の三分の二以上の者が出席しなければ開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。
- 5 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持するため必要な措置をとることができるものとする。

(委員会の意見)

第八条 委員会は、審議の結果を消防長の定める区分に分類し、消防職員から提出された意見と併せて消防長に提出するものとする。

(委員会の審議の結果等の周知)

第八条の二 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとする。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、消防本部の総務関係の事務を所掌する部課において処理するものとする。

(雑則)

第十条 この基準に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、消防長が定めるものとする。

各都道府県知事 殿
(消防防災課・地方課扱い)

消防庁次長

消防組織法の一部を改正する法律の一部（消防職員委員会に関する事項）
の施行について（通知）

消防組織法の一部を改正する法律（平成7年10月27日法律第121号）のうち消防職員委員会に関する事項は、消防組織法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成8年7月5日政令第207号）により、平成8年10月1日から施行されることとなった。また、同法による改正後の消防組織法第14条の5第4項の規定に基づき、消防職員委員会の組織及び運営の基準が、平成8年7月5日消防庁告示第5号をもって定められたところである。

これに伴い、消防職員委員会に関する留意事項等について下記のとおり通知するので、遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

記

第1 消防職員委員会の設置の目的等

- 1 消防職員委員会（以下「委員会」という。）は、消防職員（以下「職員」という。）間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを目的としているものであること。（消防組織法第14条の5第1項関係）
- 2 委員会は、消防組織法上「消防本部の組織」（消防組織法第11条第2項）の一部として位置づけられるものであること。（消防組織法第14条の5第1項関係）
- 3 委員会は、各消防本部に置かれるものであり、その組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁告示に従い、市町村の規則で定める必要があること。（消防組織法第14条の5第4項関係）

第2 委員長

- 1 委員長は、消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある職員のうちから消防長が指名するものであること。（消防組織法第14条の5第3項関係）
- 2 消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものは、消防本部及び消防署の組織及び所掌事務の実情に応じ、消防本部の次長、総務課長等の人事、組織、予算等の総務関係の事務を分掌する職とするものであること。この場合において、市町村の規則で消防長に準ずる職を複数定め、委員長として指名されている者に

事故がある場合等においては、当該規則で定められている他の職にある者を委員長として指名することができるものであること。(消防組織法第14条の5第3項関係)

第3 委員の定数

- 1 委員の定数は、消防本部及び消防署の組織を区分し、当該組織の区分（以下「組織区分」という。）ごとに定めるものであること。(消防庁告示第3条第1項関係)
- 2 消防本部及び消防署の組織の状況等にかんがみ、必要に応じ、消防本部における部課や消防署等をまとめ、これを組織区分として定数を定めることができるものであること。

第4 委員の指名

- 1 消防長は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する職員のうちから委員を指名するものであること。(消防庁告示第4条第1項関係)
- 2 組織区分ごとに指名する委員の半数については、当該組織区分に所属する職員の推薦に基づき指名することとされているが、職員による委員の推薦は、各組織区分に所属する職員による話し合いにより行うものであること。(消防庁告示第4条第1項関係)
- 3 特に規模の大きい消防本部においては、必要に応じ、各組織区分に属する消防本部の部課や消防署等において委員の推薦を行う職員（以下「推薦人」という。）を推薦し、当該推薦人により当該組織区分から委員として推薦される職員（以下「被推薦人」という。）の決定を行うこととする間接推薦の方法も認められるものであること。この場合においても、推薦人の推薦及び被推薦人の決定の方法については2によるものであること。(消防庁告示第4条第1項関係)

第5 委員の任期

委員は、引き続き2期を超えて在任することはできないものであるが、小規模な消防本部等で、委員である職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のために当該職員が委員として引き続き2期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認める場合においては、例外として、引き続き2期を超えて在任することもできるものであること。(消防庁告示第5条第3項関係)

第6 職員の意見の提出

職員の意見は、委員会の庶務を所掌する部課を通じて委員会に提出するものであること。(消防庁告示第6条関係)

第7 委員会の会議及び議事等

- 1 委員会の会議は、委員長及び委員によって行われるものであること。
- 2 委員長は、委員会を招集するにあたり、会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる職員から提出された意見の概要を委員に通知するものであること。(消防庁告示第7条第2項関係)
- 3 委員長及び委員は、あらかじめ委員長が定めた審議時間の範囲内に審議を終えるよう効率的な審議に努めることとするものであること。

第8 委員会の意見

委員会は、審議の結果を消防長の定める区分に分類して消防長に対し意見を述べるものであるが、その区分は、以下の区分に準じることが適当であること。(消防庁告示第8条関係)

- ① 実施することが適当である。
- ② 諸課題を検討する必要がある。
- ③ 実施は困難と考える。
- ④ 現行どおりでよい。

第9 消防長の処置等

- 1 消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めるものであること。
- 2 消防長は、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置の結果の要旨を職員に周知するものであること。

第10 庶務

- 1 委員会の庶務は、消防本部の人事、組織、予算等の総務関係の事務を所掌することとされている部課において処理するものであること。(消防庁告示第9条関係)
- 2 委員会の庶務を処理する部課においては、職員から提出された意見について、現在の状況、当該意見に関する事項を所掌する部課の所見等を委員会の開催までに取りまとめておくことが適当であること。

第11 その他

- 1 消防長は、特別の事情がある場合を除き、委員である職員が委員会に出席するために必要な配慮をするものであること。
- 2 職員は、委員会へ意見を提出したこと又は委員会の委員として正当な行為を行ったことの故をもって不利益な取扱いを受けることはないものであること。

各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁消防課長

消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部改正等について（通知）

平成17年消防庁告示第6号をもって、消防職員委員会の組織及び運営の基準（平成8年消防庁告示第5号）の一部が別添のとおり改正されたので通知します。

また、本制度の円滑な運用のため特に徹底を図る必要があると考えられる留意事項についても併せて通知します。

つきましては、下記の改正内容及び留意事項についてご了知の上、貴管下市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しても、この旨を周知徹底されるようお願いいたします。

記

1 改正内容

(1) 委員会の開催に関する事項

委員会の会議は、毎年度の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとする。 (第7条第1項関係)

これは、委員会の意見を受けて消防長が具体的に処置するためには予算措置が必要となることが多いことから、次年度の予算編成作業を勘案し、年度前半に委員会が開催されることが望ましいという趣旨によるものであること。

(2) 職員への周知に関する事項

委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとする。 (第8条の2関係)

これは、委員会の審議の結果等を職員に対して示すことにより、委員会の公正性・透明性をより向上させるという趣旨によるものであること。

(3) 「意見取りまとめ者」に関する事項

① 消防長は、消防職員から提出された意見を取りまとめ委員会に提出する者として意見取りまとめ者を消防職員の推薦に基づき指名するものとする。 (第5条の2第1項関係)

② 意見取りまとめ者の定数は、第3条第1項の規定による標準的な規模の消防本部及び消防署の組織において4人とするを基本とするものとする。 (第5条の2第2項関係) また、消防本部及び消防署の組織の規模等の実情に応じ増減するものとする。この場合において、意見取りまとめ者の定

数は2人以上とし、原則として10人を超えないものとする。 (第5条の2第3項関係)

③ 意見取りまとめ者の任期は、2年とするものとする。また、2期まで再任可能とする。 (第5条の2第4項及び第5項関係)

④ 消防職員は、消防組織法第14条の5第1項各号に掲げる事項に関して、別記様式により意見取りまとめ者を経由して委員会に意見を提出することができるものとする。ただし、消防職員が意見取りまとめ者を経由することに支障があると考えられる場合においては、直接委員会に意見を提出することができるものとする。 (第6条第1項関係)

⑤ 意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提出する際に、委員会に対し当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べるることができるものとする。 (第6条第2項関係)

⑥ 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知するものとする。 (第7条第2項関係)

これは、意見取りまとめ者が以上の機能を果たすことにより、より効果的かつ円滑な委員会の運営に資するという趣旨によるものであること。

なお、意見取りまとめ者の制度の運用に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 職員による意見取りまとめ者の推薦は、委員の推薦と同様に、職員の話し合いにより行うべきものであるが、その際、組織区分ごとに推薦することとしても差し支えないこと。

イ 今回意見取りまとめ者を創設した趣旨にかんがみれば、職員から提出された意見は、原則として意見取りまとめ者を経由して提出されることが望ましいこと。

2 留意事項

以下の事項については、本制度の円滑な運用のため特に徹底すべき事項として、これまでの通知において留意事項として示してきたものも含めて再度通知します。

(1) 委員会の委員の推薦に関する事項

職員による委員の推薦については、当該組織区分に所属する職員の話し合いにより行うべきものであり、各職場における業務の打ち合わせ等の機会の利用、推薦のための会議の開催等により行うべきものであること。

(2) 再度意見提出することに関する事項

一度提出し、審議された意見について、次年度以降に同内容のものを提出することも差し支えないこと。例えば、委員会審議において、「実施が適当」とされたが、消防長等によって未だ実施されない事項について、次年度以降再度意見提出し、委員会において消防長の処置結果を踏まえた審議を再度行うことも意義あることと考えるべきであること。

(3) 消防長の処置等に関する事項

消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めるものであること。

また、消防長は、消防長が処置した結果の要旨を職員全員に周知するものであること。

【資料6 関係】

○ 労働関係調整法（昭和二十一年九月二十七日法律第二十五号）

第三十五条の二 内閣総理大臣は、事件が公益事業に関するものであるため、又はその規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済の運行を著しく阻害し、又は国民の日常生活を著しく危くする虞があると認める事件について、その虞が現実に存するとき限り、緊急調整の決定をすることができる。

○2 内閣総理大臣は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ中央労働委員会の意見を聴かなければならない。

○3 内閣総理大臣は、緊急調整の決定をしたときは、直ちに、理由を附してその旨を公表するとともに、中央労働委員会及び関係当事者に通知しなければならない。

第三十五条の三 中央労働委員会は、前条第三項の通知を受けたときは、その事件を解決するため、最大限の努力を尽さなければならない。

○2 中央労働委員会は、前項の任務を遂行するため、その事件について、左の各号に掲げる措置を講ずることができる。

一 斡旋を行ふこと。

二 調停を行ふこと。

三 仲裁を行ふこと（第三十条各号に該当する場合に限る。）。

四 事件の実情を調査し、及び公表すること。

五 解決のため必要と認める措置をとるべきことを勧告すること。

○3 前項第二号の調停は、第十八条各号に該当しない場合であつても、これを行ふことができる。

第三十五条の四 中央労働委員会は、緊急調整の決定に係る事件については、他のすべての事件に優先してこれを処理しなければならない。

第三十五条の五 第三十五条の二の規定により内閣総理大臣がした決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

第三十六条 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又はこれを妨げる行為は、争議行為としてでもこれをなすことはできない。

第三十七条 公益事業に関する事件につき関係当事者が争議行為をするには、その争議行為をしようとする日の少なくとも十日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

○2 緊急調整の決定があつた公益事業に関する事件については、前項の規定による通知は、第三十八条に規定する期間を経過した後でなければこれをすることができない。

第三十八条 緊急調整の決定をなした旨の公表があつたときは、関係当事者は、公表の日から五十日間は、争議行為をなすことができない。

第三十九条 第三十七条の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある

使用者若しくはその団体、労働者の団体又はその他の者若しくはその団体は、これを十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の規定は、そのものが、法人であるときは、理事、取締役、執行役その他法人の業務を執行する役員に、法人でない団体であるときは、代表者その他業務を執行する役員にこれを適用する。
- 3 一個の争議行為に関し科する罰金の総額は、十万円を超えることはできない。
- 4 法人、法人でない使用者又は労働者の組合、争議団等の団体であつて解散したものに、第一項の規定を適用するについては、その団体は、なほ存続するものとみなす。

第四十条 第三十八条の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその団体、労働者の団体又はその他の者若しくはその団体は、これを二十万円以下の罰金に処する。

- 2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において同条第三項中「十万円」とあるのは、「二十万円」と読み替へるものとする。

【資料 8 関係】

○ 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）

（消防団員の身分取扱い等）

第二十三条 （略）

- 2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

○ 地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 1・2 （略）

- 3 特別職は、次に掲げる職とする。

一～五 （略）

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 （略）